

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○自衛官採用試験の試験期日及び試験会場を定める件	七六	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	七六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七六	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	七六
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件	七六	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	七九
○保安林の指定を解除する予定である件二件	七六	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	七九
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	七六	福島県企業局	七九
○道路の供用を開始する件	七六	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	八〇
公 告		正 誤	
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	七六	○昭和四十年七月十六日付け号外第六十四号中	八〇
		○平成十九年十一月十六日付け定例第九百二十八号中	八〇

告 示

福島県告示第七百九十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成十九年度第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の追加採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間
平成十九年十二月二十四日(月)から平成二十年一月二十三日(水)まで
- 二 採用予定数
約三十名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査 身体検査 口述試験	平成二十年一月二十七日(日)

四 試験会場

会場名	住 所
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四一五四六一一九一九

(県民安全領域災害対策グループ)

福島県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
植田ショッピングセンター いわき市植田町中央三丁目三一
 - 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ア ティ郡山 郡山市駅前一丁目十六番七号
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ須賀川Aエリア 須賀川市高久田境九十一一ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業ま

ちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ須賀川Bエリア 須賀川市広表三一一ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年十一月二十七日

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡榎葉町大字上小墻字センベイの一六二、一の一六三、一の一七四、一の一七五
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- (森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第七百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年十一月二十七日

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡榎葉町大字上小墻字センベイの一二二四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- (森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第七百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市四倉町玉山字岩下一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔一次のとり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡塙町大字西河内字登木戸八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔一次のとり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道日立いわき線	いわき市後田町石田二〇番一地先から 同 市植田町小名田四二番三六地先まで	平成一九年 十一月二十八日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第六百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
パースナルケアスタッフ株式会社	いわき市中央飯野四一―二―四	いわき市中央飯野四一―七―二	パースナルケアスタッフ株式会社	いわき市中央飯野四一―七―二	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
 平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	福島第一病院
所 在 地	福島市北沢又字 成出一六一二
指定年月日	平成一九年 十一月二六 日
自立支援 医療の種 類	育成医療 更生医療
指定する 診療科名	整形外科
主として担 当する医師 又は歯科医 師	千葉 勝実

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第六百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次の指 定自立支援医療機関から当該指定に係る所在地を変更した旨届出があった。
 平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	樋口薬局
変更前の所在地	南会津郡南会津 町丹藤字松下二
変更後の所在地	南会津郡南会津 町田島字元八幡 甲三二五―四
自立支援医療 の種類	育成医療 更生医療 精神通院医療
指定されて いる診療科 名	調剤

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
 東根堰土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 清野 一 伊達市保原町柱田字武士沢三一番地
 （農村整備領域農村計画グループ）

公告第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成十九年十一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
 飯館村土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

- 理事 菅野 典雄 相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地
 - 同 末永 瑞夫 同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地
 - 同 山田 進 同 郡同 村伊丹沢字山田八二番地
 - 同 八巻 良清 同 郡同 村草野字沢目木二一―番地
 - 同 菅野 武美 同 郡同 村小宮字曲田五五番地
 - 同 高橋 松一 同 郡同 村須萱字水上三八二番地
 - 同 赤石澤正夫 同 郡同 村飯樋字前田一六八番地
 - 同 赤石澤典彦 同 郡同 村飯樋字大平二〇〇番地
 - 同 細川 敏夫 同 郡同 村飯樋字大火三二三番地
 - 同 菅野 義人 同 郡同 村比曾字中比曾四一五番地
 - 同 木幡 保雄 同 郡同 村草野字大後三一―番地
 - 同 佐藤 忠義 同 郡同 村前田字福田六五番地
 - 同 伊東 利 同 郡同 村関沢字大橋一一五番地
 - 同 佐藤 好信 同 郡同 村松塚字中迫一八四番地
 - 同 古川 信 同 郡同 村飯樋字町一七〇番地
- 就任した役員
- 役別 氏名 住所
- 理事 菅野 典雄 相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地
 - 同 末永 瑞夫 同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地
 - 同 山田 進 同 郡同 村伊丹沢字山田八二番地
 - 同 菅野 智 同 郡同 村草野字大北九五番地
 - 同 菅野 武美 同 郡同 村小宮字曲田五五番地
 - 同 高橋 松一 同 郡同 村須萱字水上三八二番地
 - 同 赤石澤正夫 同 郡同 村飯樋字前田一六八番地
 - 同 赤石澤典彦 同 郡同 村飯樋字大平二〇〇番地

同 細川 敏夫 同 郡同 村飯樋字大火三二三番地
 同 菅野 義人 同 郡同 村比曾字中比曾四一五番地
 同 菅野 賢治 同 郡同 村松塚字松塚一〇〇番地
 同 佐藤 忠義 同 郡同 村前田字福田六五番地
 監事 八卷 良清 同 郡同 村草野字沢目木二一番地
 同 伊東 利 同 郡同 村関沢字大橋一一五番地
 同 古川 信 同 郡同 村飯樋字町一七〇番地

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年11月27日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第10号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

「	他 会 計 補 助 金	」
別表第1 収益勘定の表中		収益的支出を負担することとする他会計からの繰入金で返済を要しないもの

一般会計 担 金	収益的支出を負担することとする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
一般会計 助 金	収益的支出を補助することとする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
助 金	営業費補助の目的で交付された補助金

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経営管理グループ)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○昭和四十年七月十六日付け号外第六十四号中

八六〇	上 一四	真方位	直方位
-----	------	-----	-----

○平成十九年十一月十六日付け定例第九百二十八号中

七七一	下 後ろか ら一五 後ろか ら一四	福島県県中建設事務所企画 管理部管理計画グループ 福島県南会津建設事務所企 画管理部管理計画グループ	福島県県中建設事務所河川 砂防グループ 福島県南会津建設事務所河 川砂防グループ
-----	----------------------------	---	---